

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 稲葉 良幸 様 あて名 〒106-6123 日本国東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階 TMI 総合法律事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 06.11.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 E1155AJP0001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/030490	国際出願日 (日.月.年) 17.08.2018	優先日 (日.月.年) 18.08.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06F13/00(2006.01)i, H04N21/258(2011.01)i, H04N21/431(2011.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社E x t r a c t o r			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 24.10.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 北川 純次 電話番号 03-3581-1101 内線 3596	5 X 7892

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-9	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	2	有
	請求項	1, 3-9	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2015-115057 A (株式会社 ディー・エヌ・エー) 2015.06.22, 段落[0007]-[0010], [0014], [0027], [0034]-[0037], [0041]-[0042], [0045]-[0049], 図1-6 (ファミリーなし)
 文献2 : JP 2014-006601 A (富士通株式会社) 2014.01.16, 段落[0023]-[0024], [0066]-[0070], 図4, 12 (ファミリーなし)
 文献3 : JP 2017-027443 A (LINE株式会社) 2017.02.02, 図1-8 & US 2017/0024108 A1, 図1-8

請求項1、6-9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2に対して、新規性を有するが、文献1-2より進歩性を有しない。

文献1 (特に、段落[0007]-[0010]、[0027]、[0034]、[0037]、[0041]-[0042]、図1-6とそれらの説明。)には、複数のクライアント端末30 (「クライアント装置」) と通信可能に構成されるサーバ装置10が、複数のアイテム、アバタ等の各種データが記憶されるストレージ15と、クライアント端末30から第1のアイテム (「第1のオブジェクト」) を特定するアイテムID (「オブジェクト識別情報」) を含む表示要求 (「使用要求通知」) を受け付けた場合に、クライアント端末30において当該第1のアイテムを表示させる表示制御を行う表示制御モジュール43 (「管理手段」) と、上記表示要求に係る第1のアイテムを特定するアイテムIDと、他に表示要求のあった第2のアイテム、及び、第3のアイテムをそれぞれ特定するアイテムIDと、に基づいて、特別アイテムを表示させるための組み合わせ条件が満たされていると判定した場合に、上記第1のアイテム、第2のアイテム、及び、第3のアイテムを表示させずに、特別アイテム (「合成物情報により特定されるオブジェクト」) を表示させるように決定する判定モジュール42 (「合成判定手段」) と、を備え、上記クライアント端末30が、上記サーバ装置10に対して第1のアイテムの表示要求を送信する手段と、サーバ装置10から受信したHTMLデータ、又は、HTMLデータに含まれるスクリプトを解釈し、指示されたコンテンツが埋め込まれたウェブページを表示させることで、上記表示制御に基づいた第1のアイテム、又は、特別アイテムを表示させる手段 (「表示手段」、 「合成表示手段」) と、を備えることが記載されている。(補充欄へ続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

文献1には、上記ストレージ15に、アイテム（「オブジェクト」）のアイテムID（「識別情報」）を含む「要素情報」、「合成物情報」とを対応付けて記憶していることが明記されていないものの、文献1において、表示要求のあった各アイテムのアイテムIDに基づいて、組み合わせ条件を満たすか否かの判定を行っているのは、サーバ装置10であるから、上記ストレージ15において、特別アイテムの表示させるための要素となる各アイテムと、生成される特別アイテムとの情報を対応付けて記憶していることは明らかである。よって、上記ストレージ15は、第1記憶手段に相当する。

文献1には、第2記憶手段に相当する構成について記載されていないが、文献2（特に、段落[0023]－[0024]、[0066]－[0070]、図4、12とそれらの説明。）に示されるように、端末において表示される各オブジェクトの情報をサーバ側で記憶しておき、適宜情報を更新する構成は周知技術であるから、文献1に記載の発明に、文献1に記載の発明と同一の技術分野（コンテンツ配信の技術分野）に属する文献2に記載の周知技術を適用し、サーバ装置10において、クライアント端末30で表示されるアイテムの情報をアイテムIDと対応付けて記憶させ、表示させるアイテムが変更される際に情報を更新する構成とすることは、当業者が容易になし得たことである。

また、文献1に記載の発明においては、表示要求を行ったアイテムが組み合わせ条件を満たした場合には、当該アイテムについては表示させない構成であるから、特別アイテムの表示を行う際に、組み合わせる要素となるアイテムを非表示にする構成ではないが、各アイテムが組み合わせられたことがユーザに伝わりやすくするために、要素となるアイテムを一度表示させた上で、非表示にする処理を行わせ、代わりに特別アイテムを表示させる構成とすることは、当業者が適宜なし得る設計的事項である。

したがって、請求項1、6－9に係る発明は、文献1－2に記載の発明から当業者が容易に想到できたものである。

請求項3－4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1－2に対して、新規性を有するが、文献1－2より進歩性を有しない。

文献1（特に、段落[0014]、[0045]－[0048]、図5－6とそれらの説明。）には、上記サーバ装置10が、クライアント端末30に対してライブ動画等のコンテンツを配信すること、クライアント端末30において、配信された上記コンテンツをユーザが視聴すること、また、上記コンテンツに関連付けられてアイテム（「オブジェクト」）が表示されることが記載されている。

したがって、請求項3－4に係る発明は、文献1－2に記載の発明から当業者が容易に想到できたものである。

（補充欄へ続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 に対して、新規性を有するが、文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

文献 1 (特に、段落[0035]-[0036]、[0049]。) には、上記サーバ装置 10 が、アイテムの表示要求のリクエストを送信したユーザのグループに属するクライアント端末 30 において、上記アイテムを表示を行わせる構成、又は、上記グループに係るクライアント端末 30 に加え、コンテンツを視聴しているユーザのクライアント端末 30 において、上記アイテムを表示させる構成が記載されている。

したがって、請求項 5 に係る発明は、文献 1 - 2 に記載の発明から当業者が容易に想到できたものである。

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 3 に対して新規性及び進歩性を有する。

特に、「前記要素情報は、前記複数のオブジェクトそれぞれの必要表示数をさらに含み」、「前記第 2 記憶手段は、前記クライアント装置に表示されるオブジェクトの表示数をさらに記憶し」、「前記合成判定手段は、前記要素情報により特定される各オブジェクトについて、前記クライアント装置に表示されている数がそれぞれの必要表示数以上であると判定した場合に、当該クライアント装置に、前記要素情報により特定されるオブジェクトの表示を終了し、かつ当該要素情報に対応する合成物情報により特定されるオブジェクトが表示されることを示すように前記第 2 記憶手段を更新する」に相当する構成は、何れの文献にも開示されておらず、また、当業者が容易に想到し得ないものである。